

随意契約理由書

1 案件名称

(国保事務及び年金事務用) 令和7年度 週刊国保実務(令和7年4月～令和8年3月分) ほか1点 買入

2 契約の相手方

(有)社会保険実務研究所

3 随意契約理由

週刊国保実務は、国民健康保険をはじめとし医療保険制度に関する最新情報が網羅されており、国民健康保険事務の実施に最適な図書と考えられる。

また、週刊年金実務は、国民年金、厚生年金保険ほか年金制度全般に関する最新情報が網羅されており、国民年金事務の実施に最適な図書と考えられる。

いずれの図書についても、契約相手方が出版元であり、契約相手方以外では販売されていない書籍であるため、出版元である(有)社会保険実務研究所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課管理グループ

(電話番号 06 - 6208 - 7962)

随意契約理由書

1 案件名称

自立支援センター舞洲施設物品一式 借入（再リース）

2 契約の相手方

株式会社 オービス大阪営業所

3 随意契約理由

「生活困窮者自立支援法」に基づき、各地方自治体に課せられた生活困窮者の自立支援に係る事業を実施する責務（同法第3条第1項）を果たすため、今年度においても、同法に定める事業の一つとして、生活困窮者に一時的な宿泊場所や衣食の供与を行う「一時生活支援事業」を実施しており、その事業実施場所として、自立支援センター舞洲を活用している。

同センター舞洲は平成17年度に（株）オービスより施設の借り入れを行ったうえで事業を実施しており、その契約期間は3月末で終了するが、4月以降の施設の借り入れに際し入札を実施し相手方を選定した場合、既存施設の撤去及び新規施設の設置が必要となるため、その間、事業が実施できない状況となる。そのため、4月1日以降も円滑に事業を継続するためには、（株）オービスの既存の施設を利用する必要がある。

施設確保の方法については、買い取りを行うか借り入れを行うかの2通りが考えられるが、現行施設の買い取りや新しい施設の建設を選択するような場合、今後の自立支援センター運営体制の決定以前に、舞洲に施設を固定化することになるほか、買入に係る所要経費は国庫補助金の補助対象外となる。一方で借り入れを行う場合、今後の運営場所についての検討を行うことが可能であり、借入経費は国庫補助対象となることから、本市の負担も軽減される。

以上の理由から、施設所有者の（株）オービスと契約することが本市にとって最も合理的であるため、随意契約を締結する。

なお、同施設の維持管理については、現契約のなかで（株）オービスが実施しており、来年度以降の使用について、安全面で支障がないことを確認している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7926）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度総合福祉システム端末等機器の借入(再リース)

2 契約の相手方

FLCS株式会社 関西支店

3 特名理由

総合福祉システムについては、本市標準準拠システム移行方針に基づき令和8年1月に機種更新を行う予定であるが、現在使用している業務端末等機器(以下、「現行端末」という)については令和6年 12 月末に契約期間が終了し、令和7年1月～3月まで再リースを行ってきたところである。

総合福祉システムが稼働するためには、現行端末と同じ仕様(OS:Windows10LTSB2019、LTSC2021)のものが必要となるが、すでに販売が終了し新規に調達することが出来ないことから、機種更新までの間、現行端末を継続して使用する必要がある。

以上のことから、現行端末業者であるFLCS株式会社 関西支店と特名随意契約を締結する。

4 再リースを実施する現行端末において実施する主な業務

- ・生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉のいわゆる福祉六法関連の業務に加えて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する業務。
- ・関連システムとのデータ連携(住民基本台帳等事務システム、税務事務システム等)

5 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

6 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

担当:辻、奥野(電話 06-6208-8956)